

令和2年度第1回尾張西部構想区域医療構想推進委員会 議事概要

1 日 時 令和2年9月9日（水） 午後1時57分から午後2時48分まで
2 場 所 愛知県一宮保健所 4階 大会議室
3 出席者 別添出席者名簿のとおり
4 傍聴人 6人
5 議 題 公的医療機関等2025プランについて
回復期病床整備事業費補助金（令和2年度第1回受付分）の取り扱いについて

6 会議の内容

（1）開会（一宮保健所次長）

令和2年度第1回尾張西部構想区域医療構想推進委員会を開催します。

（2）委員長の選出について

開催要領第3の第4項の規程によりまして、互選で、委員長は一宮市医師会の櫻井様にお願いする。

（3）委員の出欠席について

構成委員数は16名で、出席委員数は16名、欠席委員はなしで、委員の過半数が出席しています。

（4）会議の公開・非公開について

報告事項（4）の「地域医療構想の推進に向けた公立・公的病院の役割の再検証について」、議題（1）「公的医療機関等2025プランについて」及び議題（2）の「回復期病床整備事業費補助金（令和2年度第1回受付分）の取り扱いについて」は、非公開とする。

報告事項（4）、議題（1）及び議題（2）以外は、開催要領第6第1項によりまして、全て公開で行います。

（5）議事

ア 愛知県地域医療構想推進委員会開催要領の一部改正について「資料1-1、資料1-2」

（説明者：一宮保健所 伊藤課長補佐）

・本要領につきましては、本年度4月と6月の2度改正を行っています。

・4月の改正は、今年度から各構想区域の地域医療構想推進委員会で外来医療計画の

推進に係る協議を行うため、第一の目的及び第二の所掌事務の規定について、所要の改正を行っています。

- ・6月の改正は、外来医療計画に定める外来医師多数区域における調整部会の設置に関する規定を第4の調整部会の規定を追加しています。また、緊急に必要がある場合は、書面の回付による委員会の開催を可能にするよう第9で会議の特例の規定を追加しています。
- ・改正後の全文が資料1-2になっています。

イ 本県における地域医療構想の推進に向けた今後のスケジュールについて「資料2」

(説明者: 医療計画課 渡邊主任)

- ・本県における地域医療構想の推進に向けた今後のスケジュールは、基本的に昨年度までと同様の取り組みを継続していきまして、2025年に向けて各医療機関の具体的方針の実現に向けた取り組みを継続していくこととしています。
- ・今年度の新たな取り組みとしましては、外来医療計画に関する記載がございます。外来医療計画につきましては、昨年度の本委員会で委員の皆様に御意見を伺いました。今年3月に策定し、公示をさせていただきました。本来であれば、今年4月以降に外来医療計画の推進に向けた取り組みを開始していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、現在は取り組みがストップしている状態です。今後につきましては、感染症の感染拡大の状況を見ながらになりますが、年度内には地域で不足する外来医療機能や医療機器の効率的な活用に関する検討をスタートしたいと思います。

ウ 令和元年度病床機能報告結果について「参考資料1」

(説明者: 医療計画課 渡邊主任)

- ・令和元年度病床機能報告結果を整理させていただいたものです。
- ・資料の上側が令和元年度の病床機能報告の状況、下側につきましては、参考といたしまして、平成30年度の病床機能報告の結果をお示ししています。
- ・最後の表は、左側が報告年の7月1日時点の状況、右側が2025年7月1日現在の予定を集計したものです。尾張西部構想区域の状況ですが、構想区域全体で病床数の変動は0で変動はございませんが、機能変更等により回復期の病床数が全体で42床増えている状況になっています。
- ・資料4ページ目以降につきましては、各病院の病棟ごとの状況を記載しています。資料の4ページから6ページは、令和元年度の状況で、7ページから9ページは、平成30年度の状況を記載しています。
- ・10ページ以降につきましては、有床診療所の状況を掲載しています。10ページが令和元年度の状況で、11ページが平成30年度の状況を記載しています。
- ・本年度の病床機能報告につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応で各医療機関の負担の軽減を図ることから、診療実績の報告を求めないことが決定しています。しかし、その他の報告については、昨年度と同様の報告をする必要がありますので、

報告対象の医療機関におきましては、国からの案内により対応いただきますようお願いします。

エ その他

(説明者：一宮保健所 伊藤課長補佐)

- ・先月中旬でございますが、社会医療法人杏嶺会様から保健所に新型コロナウイルス感染症患者受け入れのため、一宮西病院に一般病床25床を増床したい旨の申し出がありました。
- ・医療法及び施行令におきましては、特定の疾病に罹患する者が非常に多くなった場合等、特別な事情がある場合の基準病床数の特例についての定めがあります。本年4月には、この度の新型コロナウイルスの感染患者等の受け入れにあたり、増床や新たな病院の開設が必要な場合の手続き等の通知があったところです。
- ・本通知に基づきまして、県の医療計画課を通じまして厚生労働省へ特例病床設置の協議を行いましたところ、8月28日付で厚生労働省から同意する旨の通知がありました。
- ・今回の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への入院が困難になりつつある状況下であることを鑑みて、時限的な対応とするものであるとのことから、感染が収束するまでのものになります。
- ・厚生労働省の通知では、厚生労働省との協議にあたって、地域医療構想推進委員会での協議は要しないとされています。
- ・基準病床数と既存病床数につきまして、令和2年3月31日現在のものを資料配付させていただきましたので参考にしてください。

オ 質疑

(総合大雄会病院・社会医療法人大雄会理事長 伊藤伸一委員)

- ・一宮西病院さんの時限的な対応ということで、感染症に対する増床をお知らせいただきましたが、時限というのは2年とか3年のように、年数で対応するのか。それとも、疾病の感染の状況で、何らかの指標をもって対応するのか。その辺を教えていただきたいです。

(一宮保健所 伊藤課長補佐)

- ・1年とか期間が示されているわけではありません。あくまでも感染症が収まるまでです。具体的な基準については、今のところ示されていません。

(一宮市医師会長 櫻井義也委員長)

- ・25床増床というのは、25床全てをコロナ感染症の患者に使うのか。或いは、コロナ感染症の受け入れで、減少した一般患者病床としての利用も可能か。そのような何か基準はあるのでしょうか。
- ・25床全てをコロナ感染症に使うのであれば、現在の状況より25床が更に上積みできて非常に心強く思いますが、いかがですか。

(一宮保健所 伊藤課長補佐)

- ・厚生労働省との協議の前提として、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるために協議していますので、そのような運用になると理解しています。

(一宮市医師会長 櫻井義也委員長)

- ・受け入れるためとは、受け入れるために25床を余分に置いて、例えば、コロナの患者さんが1人入院しても何床かのスペースが必要になる場合があります。そこで、いわゆるリザーブの形で使えるのですか。

(一宮市立市民病院長 松浦昭雄委員)

- ・その病棟は、新型コロナ感染症の患者さんを受け入れることに限られるのかについて、厚生労働省の見解が何かあるのですか。

(医療計画課 渡邊主任)

- ・今回の増床する25床に関して、一般の患者さんが入院することは前提にしています。コロナの患者さんのみを受け入れることを想定しています。

(一宮市立市民病院長 松浦昭雄委員)

- ・コロナの患者さんでも、軽症、中症、重症とありますが、どういう運用をお考えでしょうか。

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

- ・看護師が集まり次第ですが、25床の内、4床はHCU及びICUというように考えています。
- ・残りは一般病床の個室をプレハブで作ります。早めに作らないと第3波がいつ来るか分からないので、早めに作させていただいて、現在は看護師を一生懸命集めているところです。

(一宮市立市民病院長 松浦昭雄委員)

- ・ICUとHCUもプレハブ作りですか。

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

- ・ICUとHCUもプレハブ作りです。

(一宮市立市民病院長 松浦昭雄委員)

- ・25床全部がプレハブ作りですか。

(社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員)

- ・25床をコロナ病棟として、コロナ患者のために、地域のコロナ治療のための病床と考えていただいて結構だと思います。

(6) 閉会（一宮保健所次長）

令和2年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会は、これをもちまして、閉会といいたします。